介護保険　高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組み

介護保険シリーズ③

要介護認定

介護保険を利用するときは、まず町が行う「要介護認定」を受けることになります。要介護認定とは、どれくらい介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

申請

申請の窓口は高齢者支援課です。申請は本人のほか家族やケアマネージャー（※1）に代行してもらうこともできます。申請には、申請書（主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号の記入欄があります）と介護保険証が必要になります。

認定

訪問調査　町調査員などが自宅を訪問し、心身の状況や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

主治医の意見書　町は申請書に記載された主治医に意見書作成を依頼します。

審査判定　訪問調査票と主治医意見書などの資料を基にして、介護認定審査会（※2）で介護の必要性の有無および度合いを判定します。

結果

結果通知は申請から原則30日以内に届きます。

要介護度		利用できるサービス
軽度	非該当	**地域支援事業** 介護保険以外の様ざまなサービスが利用できます。
	要支援1 要支援2	**介護予防サービス** 介護予防を目的として、ヘルパー派遣、デイサービス、ショートステイなどの在宅サービスが利用できます。
重度	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	**介護サービス** ヘルパー派遣、デイサービス、ショートステイなどの在宅サービスに加えて、施設サービスが利用できます。

※1　介護支援専門員とも呼ばれ、居宅介護支援事業所に所属している介護の専門家です。

※2　介護認定審査会は、毛呂山町・越生町・鳩山町の保健、医療、福祉の専門家で構成されており、1グループ5人で審査判定を行っています。

問い合わせ

介護保険制度に関する窓口
役場高齢者支援課介護保険係
☎295－2112内線119

高齢者の総合相談窓口
毛呂山町地域包括支援センター
☎295－2112内線157・158

毛呂山歴史散歩

文化財シリーズ235

「屋根や」の思い出 ～原風景と職人～

毛呂山の職人④

昔ながらの日本の家というと茅葺（かやぶ）き屋根をもつ民家をイメージする人も多いと思います。近年では、見かける機会も少なくなってしまいましたが、茅葺き屋根の家が建つ風景は、今も私たちに日本の原風景を想い起こさせます。

この屋根に茅や麦カラを葺き、傷みを直す職人「屋根や」が、かつては毛呂山町にも多数いました。

その中のひとり、川角の故清水新作さんは、15、16歳だった終戦後の昭和21年ごろからおよそ20年屋根やの仕事に携わった職人です。

屋根葺きは、最初に屋根の傾斜（けいしゃ）を見ながら麦カラを葺いていき、細長いヒノキの棒に台形状のケヤキの板を付けた「コテ」と呼ばれる道具で、膨（ふく）らんだところを叩（たた）いたり、押したりして形を整えていきます。そして、最後に剪定鋏（せんていばさみ）に似た「ヤネバサミ」ではみ出た部分をきれいに刈り揃えます。屋根葺きは主に冬場の仕事で、1回の修理で2～6人ほどの職人たちで仕事をしました。

仕事をしていた当時、清水さんが葺いていたのは、麦カラを葺く家ばかりで、茅を葺く家はなかったそうです。そのため、麦の刈り入れ時期の天候に気を配りながら、乾燥し黄色くなった麦を集めてもらい、屋根用の麦カラに用いました。また請け負う仕事は、屋根ひとまわり全てを葺き替える「ソードッカエ」と呼ばれる仕事はなく、「今年はオモテを直してくれ」や「西側をお願いします」といった、傷んだ部分を直す依頼が多かったそうです。

毛呂山で新しい家が次々と立ち並ぶようになった昭和40年代、家の形が大きく変わっていき、麦カラなどの草葺き屋根は姿を消していきました。清水さんをはじめ、多くの屋根やの職人たちもこの時期に廃業してしまい、今日毛呂山でその職人技を目にすることはできません。

しかし、古い日本家屋の価値が見直されてきている現在、文化財として保存されている古民家の修復や維持には、今も「屋根や」の技術が必要とされています。

屋根にのぼって仕事中の故清水新作さん